練馬区告示第576号

練馬区有通路条例（平成15年10月練馬区条例第40号）第６条の規定により練馬区有通路の区域をつぎのように変更し、新たに区有通路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和８年11月５日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年11月５日

練馬区長　　吉　田　健　一

路線名	区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	増面積（平方メートル）
21-214	起点 練馬区　高野台　四丁目　2128番1地先から 終点 練馬区　高野台　四丁目　2128番1地先まで	変更前	3.36	11.24	―――
		変更後	4.00	11.24	7.23

練馬区有通路区域変更図

高野台　四丁目 地内

縮 尺　６００分の１

―― 区有通路および都道

―― 区域変更による通路



